

(一財)建築コスト管理システム研究所 総括主席研究員
岩松 準

1. 会計年度が設定された経緯

新型コロナ禍で自粛生活が長引く中、学校の9月入学是非の報道があった。結局は、教育現場の混乱必至との政府判断で立ち消えたようだ。日本では財政法第11条で4月1日～翌年3月31日を国の会計年度としており¹、その影響が大きい。年度が4月に始まるルールは明治19（1886）年からだそうで、諸説あるが当時作った米を売り終わった後に税金を納める3月に合わせたものらしい。学校の場合、文部省の指示で、高等師範学校が4月始まりとなり、それが徐々に全国の学校に広がったものだという²。

年度がいつから始まるかは、様々な慣習や経緯で決まった面はあるにせよ、1年間のリズムを刻む重要なエポックとなる。学校や官公庁のみならず、一般企業で考えても、その業務繁閑と深く関わり、年度当初に設定した売上や利益の目標に向けての営業戦略にも影響する。例えば、「年度末決算大売り出し」の賑は街でよく見かけるわけである。最近では国際的に活動する企業で、年度開始を世界と歩調が合うよう戦略的に見直す動きもあるそうだ。それでは、基本的に受注産業と言える建設業の場合はどうか——今回は、建設企業の会計年度の期間について、いくつかの統計情報からその実態を見ることにしたい。

2. 外国政府や一般企業の場合

前述のような次第で、日本では4月スタートが多い。では諸外国はどうか？——英国は日本と同じ4月から翌年3月で、明治期の日本はこれに倣ったという説もある。英連邦王国の中では、カナダは全く同じだが、オーストラリアは南半球にある事情等から、7月～6月となっている。両国とも連邦制であり、州政府は連邦政府と同じだ。しかしカナダの隣国の米国では、連邦政府は10月～9月で新年の2ヵ月前にその年度がスタートするのだが、州政府は別だという。例えば、ワシントンDCは連邦政府と同じ、ニューヨーク州は4月～3月、ほとんどの46州は7月～6月を会計年度とする³。

日本では、ほぼすべての公共機関の会計年度が国と同じはずで、それに合わせる形で、株式上場企業を中心に民間企業の決算は3月末としている例が多いと言われている。法務省資料によれば、約352万社が現存会社数とされている⁴。その大半が法人税を申告しており、その統計がある。中小企業を多く含むのだが、年1回決算する申告法人⁵についての国税庁の調べ（図1）では、約273万社のうち3月決算が約51.2万社（18.8%）を占める。図1の利益（または欠損）の大きさで見ても、3月と12月が大きい数字で大企業がここに含まれると理解されるから、上記を裏付ける。実際、この統計の資本金別集計では、100億円超の大企業945社のうち698社（73.9%）が3月を事業年

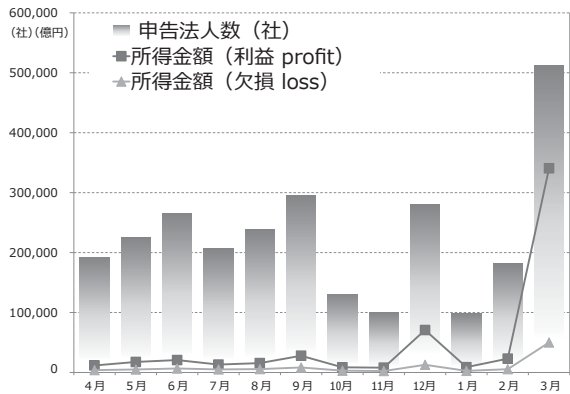
1 財政法（昭和22年3月31日法律第34号）の第11条に「国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとす」とある。明治会計法（明治22年2月11日法律第4号）、大正会計法（大正10年4月8日法律第42号）に同様の規定文言があるが、それぞれ第1条で扱っている。

2 日本経済新聞記事「年度はなぜ4月からなの？」2016.3.19

3 本パラグラフは、中村亮一（参考文献1, 2）による。

4 神田秀樹『会社法入門・新編』岩波新書1554, 2015.7, p.14

5 年2回決算法人は約2万社でそれらは含まない。



(注) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人2,747,492社のうち、年1回決算の企業2,726,098社の申告に基づく数字である。3月が圧倒的に多い。

出典：国税庁「平成30年度税務統計」の「決算期別の普通法人数」集計表から作成した。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/hojin2018/hojin.htm>

図1 決算期別の法人数、所得金額 (日本)

度終了月としている (12月は141社で3月に次ぐ)。

民間企業ではなぜ3月決算が多いのか？ 会社法 (平成17年法律第86号) 第124条で、株主の権利は基準日 (通常では決算日を取るが、その日に株主名簿に記載されている者を株主とする) から3ヵ月以内でのみ、権利を行使できると定めている。この規定により定時株主総会は、事業年度終了後3ヵ月以内の開催が通例となる。そのため6月末が株主総会ラッシュとなるわけだが、理由の一つにはそうすることに利益があるためだろう。その他の理由としては、税制改正等の様々な制度が4月の新年度から適用される慣例の存在、新卒新入社員の採用を3月末の卒業後に設定することの利益等が考えられるという⁶。

なお、中国では違う理由で決まる。中国本土の上場企業では1月～12月末を会計期間と法律で定めてあるようだ⁷。一方、日本の企業は自由に決めてよいのだが、上記の次第で国に合わせている例が多いのが実態のようだ。

3. 建設企業の場合

建設企業の実態はどうか。まず、大手建設系企

6 中村亮一 (参考文献1) による。

7 中村亮一 (参考文献2) による。

業491社を調べた最新の建設専門紙調査で見てください。「完工高調査」と略称されているもので、年2回タブロイド判のサイズで発行される。最新の結果では、決算期3月の企業が308社 (62.7%) で、続いて9月が66社 (13.4%) であった (表1)。3月の割合が多いのは、図1の日本全体の傾向と一致するわけだが、官公庁工事の受注があり、国の会計年度と歩調を合わせるからという説明は理解しやすい。特に表1の集計対象のうち1,000億円以上の売上高がある63企業に絞ると、決算期が3月以外は表2の7社に過ぎず、少数派である。12月決算は竹中工務店と福田組 (新潟市) のみで、意外に少ない。

以上は、大手建設系企業の結果だが、全建設企業としてはどうだろうか。中小を含む建設会社の決算期の統計情報でアクセス可能なものとしては、約14万社の受審情報がある経営事項審査 (以下「経審」という) がある。今では入手困難になってしまったのだが、平成25 (2013) 年頃に別

表1 大手建設系企業の決算期集計

	総合建設業	電気通信工事業	設備工事業	道路・舗装工事業	鉄骨・橋梁工事業	計
1月	5	0	2	0	1	8
2月	2	0	1	0	0	3
3月	152	17	113	8	18	308
4月	4	0	0	0	2	6
5月	20	0	1	0	1	22
6月	22	0	6	0	1	29
7月	6	0	0	1	0	7
8月	6	1	2	0	1	10
9月	41	3	22	0	0	66
10月	2	0	0	0	0	2
11月	4	0	2	0	0	6
12月	13	2	6	0	3	24
計	277	23	155	9	27	491

(注) 日刊建設工業新聞「最近1年間の完工高調査 (2019年下期調査)」令和2 (2020) 年4月14日速報版のデータを集計。

表2 決算月が3月以外の主な大手建設企業

社名	本社所在地	売上高	決算月
竹中工務店	大阪市	1,042,987	12月
鴻池組	大阪市	240,053	9月
新菱冷熱工業	東京・新宿区	200,743	9月
東建コーポレーション	名古屋市	176,451	4月
佐藤工業	東京・中央区	139,350	6月
福田組	新潟市	110,358	12月
日本国土開発	東京・港区	109,574	5月

(注) 売上高が1,000億円以上のみ。出典は表1と同じ。

研究で購入した経審データベースが手元にあるので、それを利用することにしたい。決算期として利用できるのは、受審企業全社の「審査基準日」情報である。この統計では平成7年以降、各受審企業の「決算日」がこの日付となっている⁸。

表3は月単位での集計表、また、表4は決算日の集計で上位30のリストになる。合わせてみると、決算日は各月末に設定することがほとんどと分かる。月別では、3月が2.6万社（18.2%）、続いて12月、6月、5月、9月の順となる。3月が18.2%で最多という数字は、全国全企業での数字18.8%とほぼ同じだ。12月が2.1万社（15.0%）で6月を上回り2番目に多いのは、建設業の特徴と言えそうだ。12月は正月の長期休暇を控えた時期で、どの建設現場も止めるのが通常と考えると、決算日を12月末に設定するのは、ごく自然なことのようにも思われる。

4. 職種別には特徴があるか

なお表3では、当時の28許可業種別での各社内での完成工事高情報の大小関係から、28業種別を基本にした業種分類を行ったのだが、大括りして「総合工事業」「職別工事業」「設備工事業」に3区分した結果も示した。このうち、「職別」に分類される企業が経審を受審すること自体珍しいと一般には考えられるのだが、ここで集計された会社は、元請になる可能性がある比較的経営規模が大きい会社と見るべきかもしれない。建設業の許

8 平成5年頃の公共工事をめぐる不祥事を受けて、90年ぶりとなる入札契約制度改革の一環として、平成6年6月に建設業法改正が行われた。その際、経審の受審義務付け規定とともに、平成7年1月15日以降は、「審査基準日」を従来の10月1日と定めていた取扱いから、各建設業者の決算日へと変更された。なお、昭和36年の経審法制化後、昭和37年告示により昭和63年改正までは審査基準日は1月1日に固定されていた。当時は審査の申請締切日が別途同様に設定されていたのだが、平成7年6月13日の建設業法施行規則の改正（WTO新政府調達協定が発効するための改正）で、現行と同じく「建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない」と定められた。つまり、経審の有効期間は審査基準日（決算日）から1年7ヵ月となったのである。（一財）建設業情報管理センター『経営事項審査の歴史』平成30年3月、pp.59-60、pp.187-188

表3 経審受審企業における決算月単位での集計
主な業種区分

決算月	総合	職別	設備	不明	合計
1月	991	555	789	21	2,356
2月	2,479	1,407	1,989	27	5,902
3月	11,831	4,677	9,367	236	26,111
4月	5,352	1,871	2,987	55	10,265
5月	9,430	2,342	3,768	63	15,603
6月	10,220	2,718	3,972	83	16,993
7月	6,200	1,847	2,766	71	10,884
8月	6,003	2,059	3,164	53	11,279
9月	7,666	2,526	4,596	82	14,870
10月	2,654	886	1,505	44	5,089
11月	1,296	449	830	32	2,607
12月	12,505	3,804	5,020	115	21,444
合計	76,627	25,141	40,753	882	143,403

(注) 平成25（2013）年9月時点の経審データより、「審査基準日」を基に集計した。

表4 決算日の多い順の集計（上位30）

3月31日	25,659 社	6月20日	310 社
12月31日	21,298	5月20日	309
6月30日	16,606	8月20日	265
5月31日	15,223	7月20日	237
9月30日	14,431	4月20日	225
8月31日	10,957	2月20日	189
7月31日	10,574	10月20日	132
4月30日	9,932	12月20日	105
10月31日	4,882	1月20日	72
2月29日*	3,149	11月20日	71
2月28日	2,529	4月01日	44
11月30日	2,499	10月01日	26
1月31日	2,231	1月01日	22
3月20日	386	5月01日	21
9月20日	370	6月01日	21

(注) 出典は表3と同じ。平成24（2012）年1月31日～平成25（2013）年1月24日の範囲での集計。*平成24（2012）年はうるう年。

表5 表3データを元に計算した特化係数値

	総合	職別	設備	不明
1月	0.79	1.34	1.18	1.45
2月	0.79	1.36	1.19	0.74
3月	0.85	1.02	1.26	1.47
4月	0.98	1.04	1.02	0.87
5月	1.13	0.86	0.85	0.66
6月	1.13	0.91	0.82	0.79
7月	1.07	0.97	0.89	1.06
8月	1.00	1.04	0.99	0.76
9月	0.96	0.97	1.09	0.90
10月	0.98	0.99	1.04	1.41
11月	0.93	0.98	1.12	2.00
12月	1.09	1.01	0.82	0.87

(注) 特化係数は、各マスの縦計（または横計）に対する構成比の横計部分（縦計部分）の構成比に対する比率である。縦横を入れ替えて求めても同じ値になる。これは全体傾向に対して、その属性毎の特徴を捉える指数と言える。

表6 決算期別企業数の集計内訳（総合工事業・職別工事業・設備工事業の業種別）

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
00.一般土建	7,203	79	213	1,095	502	1,045	1,201	597	493	698	278	102	900
01.土木	38,633	377	892	5,428	2,788	5,436	5,786	3,361	2,981	3,864	1,269	586	5,865
02.建築	18,176	361	925	3,517	1,300	1,542	1,761	1,105	1,357	1,866	694	395	3,353
13.ほ装	3,297	36	101	586	192	460	413	312	270	342	134	69	382
14.しゅん濘	147	2	4	41	13	8	23	12	3	16	6	4	15
23.造園	7,451	106	290	856	434	743	805	681	759	686	230	114	1,747
26.水道施設	1,657	27	51	283	122	193	222	129	137	185	42	26	240
28.清掃施設	63	3	3	25	1	3	9	3	3	9	1	0	3
03.大工	622	13	46	150	27	48	48	46	40	41	18	8	137
04.左官	111	1	6	20	12	11	10	9	10	6	4	0	22
05.とび土工	10,340	170	423	2,010	768	1,085	1,187	866	882	1,135	380	189	1,244
06.石	281	7	13	48	28	27	24	14	18	24	16	11	51
07.屋根	650	17	82	144	53	48	42	35	35	30	18	9	137
10.タイル工	149	7	12	42	5	15	16	5	11	15	3	4	14
11.鋼構造物	1,480	31	89	365	112	119	140	88	116	157	49	18	196
12.鉄筋	28	0	3	7	2	4	2	2	3	1	0	0	4
15.板金	197	5	13	34	13	22	16	21	14	18	6	3	32
16.ガラス	86	5	4	13	8	10	12	4	7	7	2	1	13
17.塗装	5,419	136	356	780	422	451	583	352	434	546	225	98	1,036
18.防水	1,614	33	93	278	141	169	189	116	144	198	57	33	163
19.内装仕上	2,852	80	165	435	177	230	329	218	258	241	77	52	590
25.建具	1,312	50	102	351	103	103	120	71	86	107	31	23	165
08.電気	14,995	277	792	3,028	1,202	1,443	1,491	1,000	1,229	1,658	548	292	2,035
09.管	18,787	372	920	4,033	1,417	1,801	1,862	1,303	1,426	2,102	717	378	2,456
20.機械器具	2,863	65	110	1,009	151	171	240	171	201	342	106	69	228
21.熱絶縁	50	1	3	17	5	6	3	4	2	3	1	1	4
22.電気通信	2,450	44	109	908	112	206	192	158	164	286	73	51	147
24.さく井	468	4	9	106	29	44	55	34	41	51	18	14	63
27.消防設備	1,140	26	46	266	71	97	129	96	101	154	42	25	87
不明	882	21	27	236	55	63	83	71	53	82	44	32	115
合計	143,403	2,356	5,902	26,111	10,265	15,603	16,993	10,884	11,279	14,870	5,089	2,607	21,444

(注)平成25(2013)年9月時点の経審データベースより、全143,403社各社の「審査基準日」が属する月で数えた数。業種分類は当時の28の許可業種別の完成工事高の多寡を基に各社を分類した。この業種分類法は国土交通省「建設業の構造分析」に示すやり方に倣った。土木、建築の売上高が拮抗する一般的なゼネコンは「00.一般土建」に入る。

可登録業者数は約47.2万社のレベルだから、この集計で使った経審データが捕捉する範囲は絞られているのである。このことには留意したい。

さて、表3をただ眺めて三つの大職種別の特徴はどうか考えても難しいので、少々の加工を施す。「特化係数」というのであるが、表3のようなマトリクス状の集計値に対し、縦横のバランスを全体として勘案し、傾向を見出すための値である。表5にそれを計算した。1.0を基準にそれよりも大きい数字の部分は、全体的傾向から言っても多めの数字という意味になる。小さい方はその逆。職種分類が不完全な「不明」を除いて考えることにして、上下1割の範囲(1.1と0.9)を超える部分にハッチを施した。3月の違いもさることながら、1月、2月に関しては、総合工事業は全

体的に少なめ、職別工事業と設備工事業では多めだと判定される。1、2月頃は、総合工事業にとっては、公共発注について年度末の駆け込み需要期である一方、その下請けになる機会が多い(と思われる)職別工事業や設備工事業では、この頃を端境期と捉える会社が多いためかもしれない。5月は逆の傾向になっている。何となく業種間の違いを見出すことができるのではないだろうか。表6には更に細かい業種別の実数集計値を示しておきたい。

(参考文献)

- 1) 中村亮一「3月期決算の会社が多いというのは本当か、またその理由は？」ニッセイ基礎研レター, 2019-04-01, pp.1-7
- 2) 中村亮一「国の会計年度はなぜ4月から3月までなのか? 諸外国はどうか?」ニッセイ基礎研レター, 2019-04-05, pp.1-6